

# インボイスについてのQ&A

税理士 奥山 享



今年度の第1号で「協同組合等におけるインボイス制度の検討について」を紹介しました。その際あった疑問点を奥山税理士に質問したものをまとめました。



## 1 なぜインボイス制度が導入されることになったのですか？



ひとつには、かねてより指摘されていた免税事業者が得をしてしまうという「益税」の問題があります。これまで、免税事業者は納付義務がないために消費税分だけ得をしてしまうという問題が生じていましたが、それを解決する手段として制度の導入が決まりました。

もうひとつが、軽減税率の導入に合わせて複数の税率が混在するようになり、それぞれの税率で金額を明示する必要が生じてきたということが理由としてあげられます。そこで、適格請求書(インボイス)の交付のない取引については仕入税額控除の適用をできなくするとともに、インボイスを交付できる事業者を課税事業者に限ることとしました。



## 2 インボイス制度が導入されると簡易課税制度が見直されるような事になりますか？



今後、見直しが検討されるかもしれません。そもそも、簡易課税制度とは課税事業者の課税売上のみに着目して消費税を計算する方法となり、事業の種類によって定められた割合を控除する方法となります。

一見、インボイス制度の登録事業者でなくとも問題ないように思いますが、取引先が消費税課税事業者で簡易課税制度を選択していない場合には、相手側で仕入税額控除が適用できなくなるため、自社が登録事業者になる必要があります。



## 3 消費税額等を計算する際、1円未満の端数は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」などいずれの方法で行ってもよかったが、インボイスにより変更はありますか？



適格請求書には消費税額を記載する必要があるため、端数処理のルールが定められており、具体的には、消費税額等の1円未満の端数処理は1つの適格請求書につき、税率の異なるごとにそれぞれ1回となっております。ただし、端数処理の方法(切り上げ、切り捨て、四捨五入)については任意の方法を選択可能です。



## 4 現在、税込で仕訳処理をしているが、インボイス制度が始まることにより仕訳処理を変更しなければなりませんか？



変更する必要はありません。税込経理方式又は税抜経理方式のいずれの方式を選択するかは、事業者の任意ですが、原則として、全ての取引について同一の方式を適用する必要があります。